



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月15日金曜日 第2522号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 889

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 889

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 890

保安林の指定施業要件の変更.....（森林整備課）... 890

土地区画整理事業の換地処分.....（都市計画課）... 891

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 891

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 893

道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 893

道路の供用開始（一般国道319号）（2件）.....（ " ）... 893

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 894

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 894

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 894

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（ " ）... 894

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 895

告 示

○愛媛県告示第1235号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成25年10月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
26	愛媛県猟友会 大洲支部 中岡 深	1 売りさばき人住所 大洲市柚木295	1 売りさばき人住所 大洲市菅田町菅田 甲1954-42
		2 売りさばき所 大洲市柚木295	2 売りさばき所 大洲市菅田町菅田 甲1954-42

○愛媛県告示第1236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越ほか18者	株式会社松山三越ほか20者	平成25年10月1日ほか	平成25年10月30日

○愛媛県告示第1237号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	駐車場の位置	7箇所	7箇所	平成26年1月15日	平成25年10月30日
		駐車場の自動車の出入口の位置	10箇所	10箇所		

○愛媛県告示第1238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目822番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成25年12月1日	平成25年11月5日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後10時まで	午前8時45分から午後11時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後8時まで		
セブンスター東長戸店	松山市東長戸四丁目688-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成25年12月1日	平成25年11月5日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1239号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	土居地区	平成23年度から平成25年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿

松山市	今在家地区	平成23年度から平成25年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
-----	-------	------------------	--------------

2 認証年月日

平成25年11月15日

○愛媛県告示第1240号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町御内175、横川2222から2226まで、2228から2241まで、2243、2244、2248から2251まで

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田戊9の1、増穂乙610の1から乙610の4まで、乙612、乙615、乙617、乙618の3、戊533の1から戊533の3まで、戊540の1

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字日向谷2048から2078まで

- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1241号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所所長梅田清春から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 土地区画整理事業の名称
今治広域都市計画事業今治新都市第1地区土地区画整理事業
- 2 施行区域

今治市矢田字管ヶ谷、字大池奥、字六反地、字大坪、字平山、字松川、字大原下及び字長尾の各一部、小泉一丁目の一部、別名字成ルノ谷、字成ノ谷、字寺谷及び字端谷の各一部、高橋字徳蔵寺、字山峯、字板敷、字山崎及び字岡寺の全部並びに高橋字佐夜ノ谷、字向、字貞、字向谷、字仏師、字岡ノ端及び字山岸の各一部

- 3 換地処分年月日

平成25年10月21日

○愛媛県告示第1242号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県西条保健所長 新山 徹二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜マテリアル株式会社

新居浜市王子町1番1号

代表取締役社長 永井 則文

- 2 事業場の名称及び所在地

新居浜マテリアル株式会社

新居浜市王子町1番1号

- 3 特定施設に関する事項

- (1) 51.R.T.RめっきS.T.23号

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めつき施設			
特定施設の能力	1日当たり1,200キログラム処理			
工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
特定施設の使用時間間隔	連 続			
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間			
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し			

特定施設から排出される汚染状態の値	種 類	蒸 留 系			イオン交換系			濃 縮 系		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
水素イオン濃度（水素指数）	通常	3.0~10.0	通常	6.0~8.0	通常	10.0~11.5	通常	10.0~11.5	通常	10.0~11.5
	最大	2.0~12.0	最大	5.5~8.5	最大	10.0~12.5	最大	10.0~12.5	最大	10.0~12.5
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10	通常	10	通常	10	通常	10	通常	10
	最大	20	最大	10	最大	10	最大	20	最大	20
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	20	通常	10	通常	100	通常	100	通常	100
	最大	20	最大	10	最大	100	最大	100	最大	100

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0	通常 10.0	通常 150
		最大 3.0	最大 15.0	最大 200
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1	通常 0.1	通常 30.0
		最大 0.1	最大 0.1	最大 50.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.6	通常 34.6	通常 0.3
		最大 6.2	最大 38.1	最大 0.33

備考 汚水等は、汚水処理施設Ⅱにて処理され処理水は全量再利用する。

(2) 52.RTRめっきST25号

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めつき施設			
特定施設の能力	1日当たり500キログラム処理			
工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
特定施設の使用時間間隔	連 続			
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間			
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し			
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	種 類	蒸 留 系	イオン交換系	濃 縮 系
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.0~ 10.0	通常 6.0~ 8.0	通常 10.0~ 11.5
		最大 2.0~ 12.0	最大 5.5~ 8.5	最大 10.0~ 12.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 20	通常 10 最大 10	通常 10 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 20 最大 20	通常 10 最大 10	通常 100 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 10.0 最大 15.0	通常 150 最大 200
りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)		通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 30.0 最大 50.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.2	通常 34.6	通常 0.3
		最大 4.6	最大 38.1	最大 0.33

備考 汚水等は、汚水処理施設Ⅱにて処理され処理水は全量再利用する。

(3) 53.RTRめっきPPF1号

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めつき施設
特定施設の能力	1日当たり400キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
特定施設の使用時間間隔	連 続			
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間			
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し			
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	種 類	蒸 留 系	イオン交換系	濃 縮 系
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.0~ 10.0	通常 6.0~ 8.0	通常 10.0~ 11.5
		最大 2.0~ 12.0	最大 5.5~ 8.5	最大 10.0~ 12.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 20	通常 2 最大 2	通常 10 最大 12
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5 最大 10	通常 10 最大 10	通常 150 最大 200
りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)		通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.3	通常 30.0 最大 50.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 25.2	通常 18.0	通常 0.01
		最大 27.8	最大 19.8	最大 0.02

備考 汚水等は、汚水処理施設Ⅱにて処理され処理水は全量再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設Ⅱ

設 置 年 月 日	平成13年3月15日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理
処 理 施 設 の 型 式	イオン交換法、蒸留法及び蒸発法
処 理 施 設 の 構 造	鋼材及び塩化ビニール等
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 18メートル 横 20メートル 高さ 4.77メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり409立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	イオン交換法、蒸留法及び蒸発法
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前					処理後
		イオン交換系	蒸留系	濃縮系	処理前計	濃縮系	
水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5	通常 3.0~11.5 最大 2.0~12.5	通常 12.0~13.5 最大 12.0~13.5		
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.6 最大 4.6	通常 10.0 最大 20.0	通常 142.6 最大 161.6	通常 14.3 最大 20.6	通常 2,614 最大 2,709		
浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.6 最大 6.6	通常 6.9 最大 6.9	通常 10.3 最大 10.3	通常 7.5 最大 7.5	通常 2,678 最大 4,326		
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10.0 最大 15.6	通常 3.0 最大 4.4	通常 150 最大 200	通常 18.9 最大 28.4	通常 4,600 最大 6,000		
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.3	通常 0.1 最大 0.1	通常 30 最大 50	通常 2.0 最大 3.6	通常 470 最大 750		
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 213.8 最大 235.3	通常 78.6 最大 86.6	通常 10.8 最大 12.1	通常 303.2 最大 334.0	通常 0.6 最大 0.9		

備考 当汚水処理施設から公共用水域への排出はない。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.7
浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.8 最大 9.6
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.11 最大 4.21
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.32 最大 0.58
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 341 最大 392

備考 1号排水口は、生活排水、工程排水及び雨水を排出する。

○愛媛県告示第1243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年11月15日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	田中国貞	西条市禎瑞939番地2

○愛媛県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山633番3から同町上山2番6まで	旧	メートル 3.6~59.3	キロメートル 0.210	
			新	7.5~59.3	0.202	

○愛媛県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山633番3から同町上山2番6まで	平成25年11月15日

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮479番地先から 同町新宮425番地先まで	平成25年11月15日

○愛媛県告示第1247号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第4610号	平成24年4月26日	(株)丸光	八尾 克則	松山市和気町1-9-2	平成25年10月4日	土木事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第16717号	平成22年7月20日	(株)敷建レンタル	新西 恒美	松山市中野町179-1	平成25年10月9日	土木事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月15日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第37号 平成25年11月7日	伊予市上野字長畑849番5	松山市祝谷6丁目1310番地1 プロムナード祝谷201号 原 田 敬 介

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年11月1日	NPO法人 NEXT CONEXION	越 智 大 貴	松山市山越1丁目15番33号	この法人は、主に子ども・若者を対象に、学びを通して、よのなかを知る・学ぶって楽しい・生きる価値がある・働くって意義があると実感してもらい、多様性を認め合い尊重し合う人材の育成に貢献する。また、学びを通じた人々の交流の促進、その効果から期待される人々の社会参加や地域活性化につなげ、より良い社会の形成に寄与する。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月30日	特定非営利活動法人 まちづくり支援えひめ	前 田 真	松山市衣山5丁目1540番地1	本法人は、不特定多数のまちづくり活動関係者及び団体等に対する支援事業や、様々な地域や人々へのまちづくり活動を行い、もって健全な市民社会の形成に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年11月1日あったので公表する。

平成25年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成25年11月20日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。